

令和7年度

いじめ防止基本方針

邑楽町立長柄小学校

I 基本理念(方針)

< いじめに対する基本認識 >

すべての子どもと大人が「いじめはいつでも、どこでも、誰にでも起こり得る」という認識をもつ。

- (1) いじめは人権侵害であり、「いじめをしない、させない、許さない」学校をつくる。
- (2) 互いを認め合える温かい学年・学級をつくる。
- (3) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

II 組織

<いじめ対策委員（実働委員）>

校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 教育相談主任 養護教諭 該当学年教諭
相談員・SC

<拡大いじめ対策委員（生徒指導委員会と兼ねる）>

上記委員 + 生徒指導委員会のメンバー

III いじめの防止

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

< 心の教育 >

(1) 望ましい人間関係や互いのよさを認め合う環境をつくる

①信頼関係の構築

- 児童の発言や頑張り、よさを多面的に認める
- 児童同士で認め合える場を設定する。
- 授業中の正答以外の発言や自分と異なる意見でも、そこから学ぶ姿勢を育てる。

②心を育てる教育の充実

- 児童が授業や行事に目的意識をもって主体的に取り組むことを通して、達成感や成就感を味わい、自信をつけ、自己肯定感をもてるようにするために、教師がめあてを明確にして行事や授業を計画する。

(2) 道徳・特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める

①道徳教育の充実

- 規範意識・友情・思いやり・寛容・誠実・公正公平・親切・勇気などいじめの未然防止

に関連した様々な道徳的価値について児童がじっくりと考えを深められる時間をもつ。

○自己を振り返り、生き方についての考えを深め、道徳的実践力を育てていく。

②温かい雰囲気づくりの充実

○児童が学校で過ごすすべての場面において、互いのよさを認め合える学級・学校の雰囲気づくりに努める。

③情報モラル教育の推進

○インターネットを安全・安心に使えるようになるために、「これをしたらどうなるか」などの判断力・自制力・想像力を養う取り組みを計画的に行う。

(3) 子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団をつくる

①学級活動

○いじめの未然防止や解決の方法などについて話し合い、学級全体による集団決定や一人ひとりの自己決定を経て、いじめ防止へ向けた具体的な取組を実施する。ソーシャルスキルトレーニング、グループエンカウンター、グループワークトレーニングなど体験を通して人間関係を学べるようにする。

○話し合いの司会や進行等の経験を通して、児童がいじめにつながる学級の諸問題を自分たちで解決していこうとする自発的・自治的な能力を育てる。

○帰りの会等でよさを紹介したり、ほめたりする場を設ける。

○席替えやグループのメンバーを変える経験を通して、誰とでも関わりをもてる環境をつくる。

②児童会活動

○ぐんま子ども「いじめ防止宣言」を受け、学校として共通した取組をする。

○団活動等、異学年集団による自発的・自治的な活動を通して、児童がリーダーシップや集団との協調・協働を意識し、役割分担の必要性に気づき、異学年の他者ともよりよい人間関係を築けるようにする。

< 発見体制の充実 >

(1) 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る

①毎月の生活アンケートの実施

○月末に生活アンケートをとり、児童の心情の変化や身近で起こっていることを知る。

②「キャリアパスポート」の活用

○自分の生活を振り返ることを通して、児童が自分自身のよさや可能性に気づき、よりよく生きていこうとする意識を高められるようにする。

③「よい子のやくそく」チェック

○学期ごとに「よい子のやくそく」を確認し、日頃の生活をふり返る。

(2) 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する

○毎月の生活アンケートと日頃の様子を観察を通して、気になる児童の行動や言葉を把握し、SCや専門機関への相談等の連携を図る。

- (3) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う
- 児童を呼ぶときは「くん」「さん」をつける。
 - 場に応じた言葉使いができるよう、日頃から指導する。
 - 積極的に児童に話しかけたり、児童同士の行動や会話を気にかけてたりすることで、心配なことについてはその場ですぐに指導することを心掛ける。
 - 休み時間の児童の動きやグループをつくるときの様子など、児童の人間関係を敏感に捉え、公正・公平な態度を育てる。
- (4) 教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う
- 毎年いじめ防止に関する研修を資質向上研修に位置づける。
 - 児童が現在起きている危機的状況、又は今後起こり得る危機的状況に対応するために、SOSの出し方に関する指導を行う。
- (5) 地域や関係機関と定期的に情報交換を行い、日常的な連携を深める
- ①児童と教員
 - 児童からの情報に耳を傾け、何か起きた場合は事実関係を確認し指導する。
 - ②保護者と教員
 - 保護者との信頼関係を築き、情報を得る。
 - ③教員と教員
 - 教職員同士の連携を図り、家庭環境や友人関係、生活の様子などの情報を共有し、組織的な指導支援ができるようにする。
 - ④学校と学校
 - 校種を超えて、児童の情報を交換したり交流活動を行ったりする。
 - ⑤学校と地域
 - 地域ボランティアやお年寄りとの交流を通して、日頃から交流を深めることでいざというときの対応や情報交換を深める。

IV 早期発見

< いじめを発見する手だて >

- (1) 教師と児童との日常の交流を通じた発見
- 日常の様子に目を配り、チャンス相談を行う。
- (2) 複数の教員、保護者の目による発見
- 多くの教職員が様々な教育活動を通して児童生徒に関わることにより、発見の機会を多くし、気になることは日常的に情報交換をする。
 - 相談員・S C、保護者との連携
- (3) アンケート調査

○悩み事を含めたいじめに関するアンケート調査を月に1度実施する。

V いじめに対する措置

I 事実の究明

聴取は、被害者→周囲にいる者(冷静に状況をとらえている者)→加害者の順に行うことを原則とする。(状況によっては、聴取の順序を変更して行う。)

<事情聴取の際の留意事項>

- いじめられている子どもや、周囲の子どもからの事情聴取は、人目につかないような場所、時間帯に配慮して行う。
- 安心して話せるよう、その子どもが話しやすい人や場所などに配慮する。
- 関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取をすすめる。
- 聴取をした内容を、しっかり記録しておく。
- 指導した内容などを、管理職へ連絡・報告する。
- 聴取を終えた後は、担任が保護者に説明する。

2 いじめの被害者、加害者、周囲の児童生徒への指導

(1) 被害者(いじめられた子ども)への対応

【基本的な姿勢】

- いじめられた子どもの立場に立ち、絶対に守り通す。

(2) 加害者(いじめた子ども)への対応

【基本的な姿勢・指導】

- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等を許さない。
- 被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせる。
- 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。

(3) 観衆、傍観者への対応

【基本的な指導】

- いじめは学級や学年等集団全体の問題として対応していく。
- いじめの問題に、教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。
- いじめの事実を告げることは「チクリ」などというのではなく辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。
- 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- 被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- これからどのように行動したらよいのかを考えさせる。
- いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。
- いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

3 保護者との連携

(1) いじめられている子どもの保護者との連携

- 事実が明らかになった時点で速やかに家庭訪問等を行い、把握した事実を伝える。
- 学校として子どもを守り、支援していくことを伝え、対応の方針を示す。
- 対応の経緯を伝えるとともに、保護者から子どもの様子等について情報提供を受ける。
- いじめの全体像がわかるまで、相手の保護者と直接連絡を取り合うことは控えるよう依頼する。

(2) いじめている子どもの保護者との連携

- 事情聴取後、家庭を訪問し、経緯とともに事実を伝え、その場で子どもに事実の確認をする。
- 相手の子どもの状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- 指導の経過と子どもの変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- 誰もが、いじめる側にも、いじめられる側にもなりうることを伝え、学校は事実に基づいて指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
- 事実を認めなかったり、うちの子どもは首謀者ではないなどとして、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、あらためて事実確認と学校の指導方針、教師の子どもを思う信念を示し、理解を求める。

4 関係機関との連携

<連携を必要とする状況関係機関>

- いじめの発見状況を報告する。—————> 市町村教育委員会
- 対応方針について相談したい。—————> 県教育委員会・教育事務所
- 指導方針や解決方法について相談したい。—————> いじめ対策室
- いじめによる暴行・傷害事件、恐喝等の刑事事件が発生している。→ 児童相談所、警察
- いじめられた子どもが外傷や心的外傷を負っている。—————> SC、医療機関
- いじめられた子ども、いじめた子どもの心のケアが必要である。→ SC、児童相談所

VI 重大事態への対応

I 重大事態とは

- (1) いじめにより被害児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた事案
児童が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害（金銭の強要や器物損壊など）を負った場合、重大な精神性の疾患を発症した場合
- (2) いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている事案
「相当の期間」については、年間30日、または児童が6日以上連続して欠席しているような場合を目安とする。
- (3) その他のいじめ事案
いじめの被害児童の保護者が、重大な精神性の疾患を発症した場合。

2 重大事態が発生した場合の組織的対応

- (1) 速やかに邑楽町教育委員会に報告する。
- (2) 邑楽町教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
 学校が主体となる場合は、上記の組織は「いじめ対策委員会」が主体となるが、外部から専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や利害関係を有しない第三者の参加を求め、調査の公平性・中立性を確保するように努める。
- (3) 「いじめ対策委員会」において、事実関係を明確にするための調査を行う。
 この調査は、邑楽町教育委員会の指導及び支援を得て行うものとする。
 ＊要因、時期、行為者、態様、背景事情、人間関係、学校の対応状況等
- (4) 調査結果については、当該児童・保護者に対し、事実関係その他の情報を適切に提供する。
- (5) 被害児童及び加害児童には、状況に応じた継続的な支援を行う。
- (6) 学校はいじめの未然防止、早期発見、対処、情報共有等の対応を検討し、再発防止策を検討する。

<各学年の「心を育てる」年間活動

1年

月	行事内容	ねらい
4	1年生を迎える会	活動を通して、みんなでなかよく生活していこうという気持ちを育てる。
6	いじめ防止集会	学級・学校全体でいじめについて改めて知り、具体的な方法を考え、いじめのない学校を目指す。
	アサガオの栽培	水やりや支柱立て等の世話をする活動に進んで取り組むことを通して、その変化や成長の様子に気付くとともに、植物に親しみをもち、大切にすることができるようにする。
9	体育 ゲーム	ルールを守り、勝ち負けにこだわらず友達と楽しく活動することができるようにする。
	校外学習	集団の一員として、楽しく過ごすための安全や規律ある行動に気づかせ、友達と協力したり仲良くしたりしようとする気持ちを育てる。
10	運動会	くじけない心を持ちながら自分の目標に向かう気持ちを育てる。仲間と協力することの喜びや大切さを感じられるようにする。

2	生活科「あたらしい！ねんせいをしょうたいしよう」	年長さんに楽しんでもらうにはどうしたらよいか考える中で、相手の気持ちを考える力を身につけられるようにする。
	6年生を送る会	上級生への感謝の気持ちを表現できるようにする。

2年

月	行事内容	ねらい
4	1年生を迎える会	活動を通して、みんなでなかよく生活していこうという気持ちを育てる。
5	ミニトマトの栽培	水やりや支柱立て等の世話をする活動に進んで取り組むことを通して、その変化や成長の様子に気付くとともに、植物に親しみをもち、大切にすることができるようにする。
	校外学習	集団の一員として、楽しく過ごすための安全や規律ある行動に気づかせ、友達と協力したり仲良くしたりしようとする気持ちを育てる。
6	いじめ防止集会	学級・学校全体でいじめについて改めて知り、具体的な方法を考え、いじめのない学校を目指す。
10	運動会	くじけない心を持ちながら自分の目標に向かう気持ちを育てる。仲間と協力することの喜びや大切さを感じられるようにする。
11	町探検	地域には自分たちの暮らしを支えたり、楽しくしたりしてくれる人々がたくさんいることに気づくとともに、地域の場所や人々のよさを実感し、親しみや愛着をもてるようにする。
2	6年生を送る会	一人一人が大切な役割ということを意識し、協調性を持ちながら上級生への感謝の気持ちを表現できるようにする。

3年

月	行事内容	ねらい
4	1年生を迎える会	活動を通して、みんなでなかよく生活していこうという気持ちを育てる。
5	自転車教室	正しい自転車の乗り方を学び、規則やルールを守ることの大切さを理解する。
6	いじめ防止集会	学級・学校全体でいじめについて改めて知り、具体的な方法を考え、いじめのない学校を目指す。
	万引き防止教室	万引きなどの犯罪について学び、法律を守ろうとする気持ちを育てる。
	校外学習 (ぐんま昆虫の森)	公共心を養い、集団行動が規律正しくできるようにする。

10	運動会	長柄小の一員として、自分の役割を果たし、上下学年の児童とも協力して運動会を成功させようとする気持ちを育てる。
2	6年生を送る会	6年生への感謝の気持ちや、1年間の自分の成長を振り返る機会とする。（歌や演技、呼びかけを通して、自己表現をする喜びや協調性を学ばせたい。）

4年

月	行事内容	ねらい
4	1年生を迎える会	活動を通して上級生としての自覚を持ち、みんなでなかよく生活していこうという気持ちを育てる。
6	いじめ防止集会	学級・学校全体でいじめについて改めて知り、具体的な方法を考え、いじめのない学校を目指す。
1学期	総合学習 「むかし探検をしよう」	自分たちの住んでいる町の地名や歴史について探究する活動を遠し、郷土を愛する心情を育てる。
2学期	総合学習 「長柄小エコ調査隊」	身近な環境を調査する探究的な活動を通して、環境問題に対して自分が意識していくことやできることを考え、実践しようとする心情を育成する。
9	校外学習（前橋市児童文化センター）	公共心を養い、集団行動が規律正しくできるようにする。
10	運動会	長柄小の一員として、自分の役割を果たし、上下学年の児童とも協力して運動会を成功させようとする気持ちを育てる。
2	6年生を送る会	6年生に対する今までの感謝の気持ちを表す。5年生の働きを見て、来年は自分たちがやるんだという意識と5年生に対する感謝の気持ちを育てる。

5年

月	行事内容	ねらい
4	1年生を迎える会	活動を通して上級生としての自覚を持ち、みんなでなかよく生活していこうという気持ちを育てる。
5	プール清掃	夏に向けて授業で使うプールをきれいにすることで高学年としての役割の大変さを知り勤労の大切さを学ぶ。
	理科 「魚のたんじょう」	めだかの子どもが生まれることについての学習を通して、生命を尊重する態度を養う。
6	いじめ防止集会	学級・学校全体でいじめについて改めて知り、具体的な方法を考え、いじめのない学校を目指す。
	保健 「心の健康」	体と同様に心の健康を保つことの方法を学習することを通して、不安や悩みを緩和するための対処の方法を学ぶ。

	福祉体験	総合の時間に「赤い羽根募金の学習」「車いす体験」「高齢者体験」を通して、普通に暮らせる幸せについて学ぶ。
10	運動会	運動会準備や団活動を通して、学校のため、人のために行動することの大切さを学ぶ。
11	林間学校	協力して宿泊学習をすることにより、友達の大切さ、計画的に行動する事の大切さを学ぶ。
2	6年生を送る会	6年生を送る会の実行委員を通して、行事を企画・運営する力を身に付ける。また、4月から最高学年であることを自覚させる。

6年

月	行事内容	ねらい
4	1年生を迎える会	最上級生になった自覚を持ち、1年生に親切な気持ちで接しようとする気持ちを養う。
5	縦割り活動顔合わせ	団をまとめる、先頭に立つ意義を自分で考え、自分たちに与えられた役割を自覚し、自分たちの理想を目標に掲げながら、やっていくことを誓う。
	プール清掃	夏に向けて授業で使うプールをきれいにすることで6年生としての役割の大変さを知り勤労の大切さを学ぶ。
6	いじめ防止集会	学級・学校全体でいじめについて改めて知り、具体的な方法を考え、いじめのない学校を目指す。
10	修学旅行	協力して宿泊学習をすることにより、友達の大切さ、計画的に行動する事の大切さを学ぶ。
	運動会	団活動の運営、応援合戦の運営、運動会の準備や後片付け、そして競技に対する姿勢などいろいろな角度から最上級生としての役割の必要性を学ぶ
2	6年生を送る会	下級生やお世話になった方に感謝の気持ちを伝える。
	ボランティア清掃	6年間お世話になった教室など、学校全体を気持ちを込めてきれいにすることで、感謝の気持ちを表す。
	卒業式	小学校生活最後の授業にふさわしい姿勢と態度で臨み、中学生へ向けての心構えをする。